



# 熊本県公報

第 1 2 4 6 2 号  
平成 27 年 10 月 16 日 (金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の変更…………… ( " ) 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… ( " ) 3
- 道路の供用開始…………… ( " ) 3
- 道路の供用開始…………… ( " ) 4
- 道路の供用開始…………… ( " ) 4
- 道路の供用開始…………… ( " ) 4
- 平成 2 7 年度予算の要領…………… (財政課) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 22
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 22

**公 告**

- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 22
- 国道 4 4 5 号 2 7 年発生道路災害復旧 (瀬目トンネル) 工事  
に係る一般競争入札の落札者等…………… (監理課) 23
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 23
- インターネット・L G W A N 接続用サーバ及び関連機器の借  
入に係る一般競争入札の落札者等の決定…………… (情報企画課) 23

**登 載 依 頼**

- 平成 2 3 年 2 月 8 日熊本県教育委員会告示第 1 号 (口頭によ  
る開示請求をすることができる個人情報) の一部改正…………… (教育政策課) 24
- 阿蘇車帰風力発電所電力売払…………… (企業局総務経営課) 24
- 第 1 0 回荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会の開催  
…………… (企業局荒瀬ダム撤去室) 26
- 第 1 4 6 回熊本県都市計画審議会の開催…………… (都市計画審議会) 27

## 告 示

**熊本県告示第 8 7 8 号**  
介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サ  
ービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 7 年 1 0 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
医療法人平成会	リハビリデイサ ービス n a g o m i 荒尾店	荒尾市水野 1 5 3 1 番地 1	平成 2 7 年 1 1 月 1 日	通所介護

**熊本県告示第 8 7 9 号**  
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する  
法律 (平成 2 6 年法律第 8 3 号) 附則第 1 1 条及び第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその  
効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の介護保険法 (平成 9 年法律第  
1 2 3 号) 第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとお  
り指定したので、公示する。  
平成 2 7 年 1 0 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人平成会	リハビリデイサービスnagomi 荒尾店	荒尾市水野1531番地1	平成27年11月1日	介護予防通所介護

熊本県告示第880号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
みさきの薬局	菊池郡大津町大字引水578番地8	平成27年8月1日
すみれ薬局	菊池郡大津町大字室107番地4	平成27年8月1日
四ツ山はるかぜ薬局	荒尾市四ツ山町三丁目1-2	平成27年9月1日

(訪問看護ステーション)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションHEART	菊池郡菊陽町津久礼2970番地1 205号	平成27年9月1日
ケアーズ訪問看護リハビリステーションはあとふる	上益城郡山都町馬見原794-8	平成27年8月10日
訪問看護リハビリステーション福丸	上益城郡益城町広崎520-12	平成27年7月1日

熊本県告示第881号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(薬局)

医療機関の名称	変更事項		変更年月日
	旧	新	
有限会社大津岩下薬局	名称		平成27年8月1日
	有限会社大津岩下薬局大津支店	有限会社大津岩下薬局	

(訪問看護ステーション)

医療機関の名称	変更事項		変更年月日
	旧	新	
看護リハビリセンターこころ	名称		平成27年10月1日
	老人訪問看護ステーションあさひコート	看護リハビリセンターこころ	

熊本県告示第882号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障

害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成27年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサービス事業所にじいろくらぶ 菊池郡大津町陣内1856番地3	NPO法人こどもサポート・にじいろ 菊池郡大津町陣内1856番地3 河津 巖	平成27年10月15日	4352200184	指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第883号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年10月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市菊鹿町五郎丸字西谷 677番2地先から 山鹿市菊鹿町上内田字下年山 4355番1地先まで	168.6	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年10月16日

**熊本県告示第884号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年10月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	津留鹿本線	山鹿市久原字畑中 1820番2地先から 同所 1821番3地先まで	38.2	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年10月16日

**熊本県告示第885号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年10月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
-------	-----	-----------	--------------	-----

主要地方道	黒木鹿北線	山鹿市鹿北町岩野字竹の谷 2501番3地先から 同所 2519番8地先まで	271.5	単道改
-------	-------	--	-------	-----

2 供用を開始する期日 平成27年10月16日

### 熊本県告示第886号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年10月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字神瀬乙字椎久平 716番64地先から 球磨郡球磨村大字神瀬乙字大砂 624番16地先まで	530.0	防安交

2 供用を開始する期日 平成27年10月16日

### 熊本県告示第887号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年10月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字神瀬乙字山口 853番12地先から 球磨郡球磨村大字神瀬乙字下多武 841番1地先まで	440.0	防安交

2 供用を開始する期日 平成27年10月16日

### 熊本県告示第888号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年10月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	囲砥用線	下益城郡美里町大字川越字澤水 2213番地先から 同所 2219番1地先まで	70.5	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年10月16日

**熊本県告示第889号**

平成27年度熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が平成27年9月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

平成27年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**平成27年度熊本県一般会計補正予算（第3号）**

平成27年度熊本県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

**（歳入歳出予算の補正）**

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,125,688千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ760,033,844千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

**（債務負担行為の補正）**

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

**（地方債の補正）**

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		3,946,705	40,740	3,987,445
	1 負担金	3,225,719	40,740	3,266,459
2 国庫支出金		111,023,081	2,795,423	113,818,504
	1 国庫負担金	43,517,538	857,095	44,374,633
	2 国庫補助金	65,233,242	1,910,441	67,143,683
	3 国庫委託金	2,272,301	27,887	2,300,188
3 繰入金		41,887,330	347	41,887,677
	1 基金繰入金	41,117,572	347	41,117,919
4 繰越金		470,883	412,005	882,888
	1 繰越金	470,883	412,005	882,888
5 諸収入		34,104,338	65,173	34,169,511
	1 受託事業収入	1,356,007	14,359	1,370,366
	2 雑収入	6,941,313	50,814	6,992,127
6 県債		96,271,000	812,000	97,083,000

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 県 債	96,271,000	812,000	97,083,000
歳 入 合 計		<b>755,908,156</b>	<b>4,125,688</b>	<b>760,033,844</b>

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		33,993,162	231,858	34,225,020
	1 企 画 費	6,321,717	94,550	6,416,267
	2 徴 税 費	6,425,156	137,000	6,562,156
	3 統 計 調 査 費	1,121,707	308	1,122,015
2 民 生 費		94,959,742	1,077	94,960,819
	1 社会福祉費	64,774,564	1,077	64,775,641
3 衛 生 費		58,255,174	8,173	58,263,347
	1 公衆衛生費	40,603,894	8,173	40,612,067
4 労 働 費		2,800,640	25,986	2,826,626
	1 労 政 費	176,871	25,986	202,857
5 農 水 産 業 林 費		62,284,700	1,083,791	63,368,491
	1 農 業 費	17,609,161	488,926	18,098,087
	2 畜 産 業 費	3,429,725	8,867	3,438,592
	3 農 地 費	20,801,441	56,443	20,857,884



款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 林業費	14,878,845	417,365	15,296,210
	5 水産業費	5,565,528	112,190	5,677,718
6 商工費		<b>27,830,759</b>	<b>181,843</b>	<b>28,012,602</b>
	1 商業費	22,668,773	11,339	22,680,112
	2 工鉱業費	4,438,181	60,272	4,498,453
	3 観光費	723,805	110,232	834,037
7 土木費		<b>78,687,608</b>	<b>132,755</b>	<b>78,820,363</b>
	1 土木管理費	2,478,859	6,250	2,485,109
	2 道橋りょう路費	37,295,291	9,495	37,304,786
	3 河川海岸費	25,590,973	117,010	25,707,983
8 警察費		<b>37,975,396</b>	<b>9,999</b>	<b>37,985,395</b>
	1 警察管理費	34,017,223	9,999	34,027,222
9 教育費		<b>169,304,702</b>	<b>52,090</b>	<b>169,356,792</b>
	1 教育総務費	31,229,425	37,833	31,267,258
	2 社会教育費	2,687,630	14,257	2,701,887

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10 災害復旧費		4,700,007	2,398,116	7,098,123
	1 農林水産業 災害復旧費	658,794	1,184,156	1,842,950
	2 土木災害 復旧費	4,041,213	1,201,974	5,243,187
	3 総務災害 復旧費		6,000	6,000
	4 商工災害 復旧費		5,986	5,986
歳 出 合 計		755,908,156	4,125,688	760,033,844

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
県有施設等管理業務	平成28年度 ～平成29年度	千円 68
	年次別内訳	
	平成28年度	34
	平成29年度	34

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	平成28年度 ～平成34年度	千円 1,779,204	平成28年度 ～平成34年度	千円 1,780,558
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成28年度	397,688	平成28年度	397,978
	平成29年度	375,821	平成29年度	376,111
	平成30年度	375,326	平成30年度	375,616
	平成31年度	375,326	平成31年度	375,616
	平成32年度	245,513	平成32年度	245,707
	平成33年度	8,178	平成33年度	8,178
	平成34年度	1,352	平成34年度	1,352

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>耕地災害害庫費 現年発生事業費 補助</p>	<p>千円 14,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>
<p>都市公園費 現年発生単 災害復旧事業費</p>	<p>6,000</p>	<p>(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>
<p>観光施設費 現年発生単 災害復旧事業費</p>	<p>5,000</p>	<p>(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>
計	25,000			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治山国庫補助事業費	千円 2,313,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 2,409,000			
漁港国庫補助事業費	519,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	548,000			
観光施設整備事業費	22,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	26,000			
治山災害現年庫補助事業費	2,000	(借入方法) 証書借入又	借り入れ る資金に	満期一括償還 等	26,000			
漁港災害現年庫補助事業費	6,000	は証券発行(他 の地方公共団	利率の見 直しを行	ただし、県 財政の都合に	82,000	(補正前に同じ)		
公共土木現年庫補助事業費	1,350,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	1,720,000			
単県治山事業費	58,000	(その他)	においては、	は借換えをす ることができ	163,000			
単県道路整備事業費	4,998,000	工事その他	当該見直 し後の利	る。	5,005,000			
単県妙防整備事業費	305,000	の都合により、 一部又は全部	率)		373,000			
警察施設整備事業費	250,000	を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			256,000			
計	9,823,000				10,610,000			

平成27年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成27年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
浄水場運転保守業務	平成28年度 ～平成32年度	614,368

平成27年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成27年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成27年度熊本県有料駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 資本的支出	90,290千円	58,445千円	148,735千円
第1項 建設改良費	90,290千円	58,445千円	148,735千円

## 平成27年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

平成27年度熊本県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,275,457千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ758,183,613千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## （債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

## （地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		3,946,705	640	3,947,345
	1 負担金	3,225,719	640	3,226,359
2 国庫支出金		111,023,081	788,589	111,811,670
	1 国庫負担金	43,517,538	372,440	43,889,978
	2 国庫補助金	65,233,242	416,149	65,649,391
3 繰越金		470,883	1,043,830	1,514,713
	1 繰越金	470,883	1,043,830	1,514,713
4 諸収入		34,104,338	1,398	34,105,736
	1 受託事業 収入	1,356,007	1,398	1,357,405
5 県債		96,271,000	441,000	96,712,000
	1 県債	96,271,000	441,000	96,712,000
歳入合計		755,908,156	2,275,457	758,183,613



歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		33,993,162	4,086	33,997,248
	1 企 画 費	6,321,717	4,086	6,325,803
2 民 生 費		94,959,742	9,217	94,968,959
	1 社会福祉費	64,774,564	6,188	64,780,752
	2 児童福祉費	25,201,385	3,029	25,204,414
3 農 水 産 業 林 費		62,284,700	986,371	63,271,071
	1 農 業 費	17,609,161	486,244	18,095,405
	2 畜 産 業 費	3,429,725	40,700	3,470,425
	3 林 業 費	14,878,845	458,280	15,337,125
	4 水 産 業 費	5,565,528	1,147	5,566,675
4 土 木 費		78,687,608	446,805	79,134,413
	1 道 橋 路 費 りょう	37,295,291	440,805	37,736,096
	2 都市計画費	6,263,158	6,000	6,269,158
5 警 察 費		37,975,396	23,007	37,998,403

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 警察管理費	34,017,223	924	34,018,147
	2 警察活動費	3,958,173	22,083	3,980,256
6 教育費		<b>169,304,702</b>	<b>7,533</b>	<b>169,312,235</b>
	1 教育総務費	31,229,425	1,944	31,231,369
	2 社会教育費	2,687,630	5,589	2,693,219
7 災害復旧費		<b>4,700,007</b>	<b>798,438</b>	<b>5,498,445</b>
	1 農林水産業 災害復旧費	658,794	127,549	786,343
	2 土木災害 復旧費	4,041,213	81,510	4,122,723
	3 警察災害 復旧費		41,247	41,247
	4 教育災害 復旧費		538,290	538,290
	5 商工災害 復旧費		9,842	9,842
歳 出 合 計		<b>755,908,156</b>	<b>2,275,457</b>	<b>758,183,613</b>

第2表 債務負担行為補正

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、平成27年度において総額34億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成28年度 ～平成48年度	千円 264,361	平成28年度 ～平成48年度	千円 309,299
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成28年度	28,008	平成28年度	32,666
	平成29年度	29,000	平成29年度	34,000
	平成30年度	29,000	平成30年度	34,000
	平成31年度	27,358	平成31年度	32,161
	平成32年度	25,071	平成32年度	29,469
	平成33年度	22,751	平成33年度	26,733
	平成34年度	20,433	平成34年度	23,998
	平成35年度	18,115	平成35年度	21,263
	平成36年度	15,795	平成36年度	18,527
	平成37年度	13,477	平成37年度	15,792
	平成38年度	11,159	平成38年度	13,057
	平成39年度	8,840	平成39年度	10,322
	平成40年度	6,521	平成40年度	7,586
	平成41年度	4,203	平成41年度	4,851
	平成42年度	1,884	平成42年度	2,116
	平成43年度	1,042	平成43年度	1,054
	平成44年度	778	平成44年度	778
	平成45年度	543	平成45年度	543
平成46年度	307	平成46年度	307	
平成47年度	72	平成47年度	72	
平成48年度	4	平成48年度	4	
2 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等に対し、平成27年度において総額4億5,000万円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	平成28年度 ～平成47年度	38,031	平成28年度 ～平成47年度	43,655
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成28年度	4,728	平成28年度	5,311
	平成29年度	4,711	平成29年度	5,336
	平成30年度	4,497	平成30年度	5,122
	平成31年度	3,977	平成31年度	4,578
	平成32年度	3,372	平成32年度	3,922
	平成33年度	2,871	平成33年度	3,369
	平成34年度	2,505	平成34年度	2,951
	平成35年度	2,169	平成35年度	2,563
	平成36年度	1,869	平成36年度	2,211
	平成37年度	1,557	平成37年度	1,847
	平成38年度	1,309	平成38年度	1,547
	平成39年度	1,118	平成39年度	1,304
	平成40年度	932	平成40年度	1,066
	平成41年度	737	平成41年度	818
	平成42年度	547	平成42年度	576
	平成43年度	407	平成43年度	409
	平成44年度	318	平成44年度	318
	平成45年度	226	平成45年度	226
平成46年度	136	平成46年度	136	
平成47年度	45	平成47年度	45	

第3表 地方債補正

I 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
教 育 施 設 現 年 発 生 国 庫 費 補 助 事 業 費	千円 161,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
警 察 施 設 現 年 発 生 単 県 費 災 害 復 旧 事 業 費	40,000	(借入方法) 証書借入又は証	利率見直し 方式で借り	償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
教 育 施 設 現 年 発 生 単 県 費 災 害 復 旧 事 業 費	49,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
観 光 施 設 現 年 発 生 単 県 費 災 害 復 旧 事 業 費	9,000	(その他) 工事その他の都	後において は、当該見	上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
		合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。  発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	直し後の利 率)	
計	259,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治山国庫補助事業費	千円 2,313,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金	年5.0%以内	据置期間を含め30年以内	千円 2,454,000	(補正前に同じ)		
公共土木現年発生国庫補助事業費	1,350,000	融機構、会社、その他	利率見直し方式で	半年賦元利均等償還又は元金均等償還、	1,379,000			
単県治山事業費	58,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ	70,000			
計	3,721,000				3,903,000			

熊本県告示第890号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成27年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社一久	デイサービスセンター“いっきゆう”	玉名市岩崎1129番地2	平成27年10月10日	通所介護

熊本県告示第891号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。  
平成27年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社一久	デイサービスセンター“いっきゆう”	玉名市岩崎1129番地2	平成27年10月10日	介護予防通所介護

公 告

熊本県公告第675号

球磨郡あさぎり町に事務所を置く上村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。  
平成27年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	浦上 輝	球磨郡あさぎり町上東1815番地2
理事	溝口 秀人	球磨郡あさぎり町上南1226番地1
理事	重信 洋一	球磨郡あさぎり町上南3206番地2
理事	山田 宗正	球磨郡あさぎり町上南2037番地
理事	中村 雄治	球磨郡あさぎり町上南2152番地
理事	浅生 孝	球磨郡あさぎり町上西1685番地
理事	山本 東一	球磨郡あさぎり町上西2447番地
監事	安達 金伍	球磨郡あさぎり町上東1804番地
監事	森元 正信	球磨郡あさぎり町上南1126番地
監事	濱村 清巳	球磨郡あさぎり町上西10番地
就任		
理事	溝口 秀人	球磨郡あさぎり町上南1226番地1
理事	浅生 孝	球磨郡あさぎり町上西1685番地
理事	山本 東一	球磨郡あさぎり町上西2447番地
理事	縦木 徹郎	球磨郡あさぎり町上南3205番地
理事	山富 昭人	球磨郡あさぎり町上南2661番地
理事	中村 雄治	球磨郡あさぎり町上南2152番地
理事	豊永 隆一	球磨郡あさぎり町上南1086番地
監事	安達 金伍	球磨郡あさぎり町上東1804番地
監事	那須 繁	球磨郡あさぎり町上東1646番地
監事	濱村 清巳	球磨郡あさぎり町上西10番地

**熊本県公告第676号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。  
平成27年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工事番号 平成27年度債務 27災補道第0001-0-105号
- 2 工事名 国道445号27年発生道路災害復旧（瀬目トンネル）工事
- 3 工事場所 球磨郡五木村瀬目地内
- 4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県土木部監理課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 5 落札者を決定した日 平成27年8月21日
- 6 落札者の名称、所在地及び構成員の名称  
戸田・丸昭・味岡・橋口 特定建設工事共同企業体 代表者 戸田建設株式会社九州支店 執行役員支店長 窪田浩一  
福岡県福岡市中央区白金二丁目13番12号  
戸田建設株式会社九州支店、丸昭建設株式会社、味岡建設株式会社、株式会社橋口組
- 7 落札金額 2,667,600,000円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額197,600,000円）
- 8 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 9 特例政令第6条に規定する公告を行った日 平成27年6月19日

**熊本県公告第677号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字北甘木字八反畑2317番1、同2317番2、同2318番、同2328番の一部及び同2335番の一部  
1,404.81平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡嘉島町北甘木1888番地1  
株式会社カシマホーム

**熊本県公告第678号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。  
平成27年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
インターネット・LGWAN接続用サーバ及び関連機器の借入 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年10月6日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士通リース株式会社 九州支店  
福岡県福岡市博多区東比恵三丁目1番2号
- 5 落札金額  
1,497,798円（うち消費税及び地方消費税の額110,948円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成27年8月25日

登載依頼

熊本県教育委員会告示第14号

平成23年2月8日熊本県教育委員会告示第1号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成27年10月16日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

表中熊本県非常勤職員採用試験（熊本県立教育センター管理業務）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（熊本県立教育センター情報教育研修部運営補助業務）	総合得点及び順位	合格発表の日から1月	教育政策課
---------------------------------------	----------	------------	-------

熊本県企業局公告第4号

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

平成27年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
阿蘇車帰風力発電所電力売払
  - (2) 業務に係る入札・契約担当部局  
熊本県企業局総務経営課経営班  
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2597 ファックス番号096-384-9114
  - (3) 業務の内容  
「阿蘇車帰風力発電所電力売払仕様書」（以下「仕様書」という。）による。  
ア 予定供給電力量  
予定供給電力量は、年間1,908,000キロワットアワーとする。  
なお、予定供給電力量は平成26年度の実績供給電力量であり、平成28年度以降の売払量を保証するものではなく、風況状況、運転制限状況、保守作業、機器故障等により変動するものとし、予定供給電力量の変動について、熊本県企業局は何ら責任を負うものではない。  
イ 売払期間  
平成28年4月1日午前0時から平成33年3月31日午後12時までとする。
  - (4) 契約期間  
契約の締結の日から平成33年3月31日まで
  - (5) 売払場所  
熊本県阿蘇市車帰369番1
  - (6) 入札方式  
紙入札とする。
  - (7) 入札金額  
ア 入札金額は1キロワットアワーあたりの単価とする。  
イ 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第二位未満を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とする。ただし、消費税については売払の際に加算するため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 入札書には参考として、総額（入札価格に予定供給電力量を乗じ（1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てる。））と、更に消費税等相当額を加算したもの。ただし、1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てる。）を記載すること。
  - (8) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
  - (9) その他  
本設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項の規定により、再生可能エネルギー発電設備の認定を受けた設備であり、調達価格及び調達期間等詳細は仕様書に記載する。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(8)までに定める条件の全てを満たす者であること。  
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな



- い者であること。
  - (2) 更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていないこと。
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者については、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていないこと。
  - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
  - (5) 本県告示第811号第6号に規定する暴力団等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号から第6号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請が行われていないこと。
  - (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電模電気事業者、同項第6号に規定する特定電気事業者及び同項第8号に規定する特定電気事業者等の一部を改正する法律（平成26年法律第七十二号）施行後の電気事業者登録を受けた者又は事前登録申請が完了して登録している者であること、若しくは電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第七十二号）附則第2条第1項により新電気事業者と改定された者（以下「みなし小売電気事業者」という。）であること。
  - (7) 電気事業法（以下「新電気事業法」という。）第2条第3項に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は事前登録申請が完了して登録している者であること、若しくは電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第七十二号）附則第2条第1項により新電気事業者と改定された者（以下「みなし小売電気事業者」という。）であること。
  - (8) 現に熊本県内での小売供給を行つていない者又は平成28年4月30日までに熊本県内での小売供給を開始する者であること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
    - この入札に参加を希望する者は、2の(1)から(8)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
    - ア 競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
    - イ 役員の一覧表（別記様式2）
    - ウ 電気事業法の事業資格に係る書類
    - エ 新電気事業法における小売電気事業者の登録に係る書類
    - オ 熊本県内への供給実績等に係る書類
  - (2) 提出方法
    - (1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期限内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
  - (3) 提出期間
    - 公告の日から平成27年10月23日（金）午後5時まで
  - (4) 提出先
    - 1 (2)に掲げる入札・契約担当部局
  - (5) 確認結果の通知
    - 競争入札参加資格確認結果通知書（別紙様式3）により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
    - 熊本県企業局ホームページ及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年11月11日（水）午前10時まで行う。
  - (2) 入札の方法
    - ア 日時 平成27年11月11日（水）午前10時
    - イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県企業局会議室（県庁新館8階）
    - ウ 入札書の提出方法
      - 入札書（別紙様式4（代理人が入札するときに入札書及び委任状 別紙様式5））をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。
  - (3) 開札の方法及び日時等
    - 当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会いのもとに(2)アの日時、イの場所で開札を行う。
  - (4) 入札の回数
    - 入札の回数は、1回とする。
  - (5) 入札の無効
    - 次のアからイまでのいずれかに該当する入札は無効とし、既に行つた入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行つたことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
    - ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
    - イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
  - (6) 入札の中止等
    - 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加

させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県企業局会計規程（昭和39年電気事業管理規程第2号）第83条の規定により作成された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。落札者は、平成28年3月31日までに新電気事業法第2条第3項に規定する小売電気事業者の登録が完了している者であることを証する書類（以下「登録通知」という。）の写しを提出するものとする。ただし、みなし小売電気事業者については免除する。期限内に登録通知の写しが提出されない場合、落札者との契約解除を行ったうえで、次点の者と随意契約を行うことがある。

(8) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、4(2)アの日時に、1(7)ウで記載した総額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しなければならない。  
入札参加者は、入札保証金を提出する場合、別紙様式11または別記様式12の入札保証金提出書を添えて提出しなければならない。  
ただし、次に掲げる場合は入札保証金の全部又は一部を免除することができる。  
ア 入札者が保険会社と入札保険契約を結んだとき。  
イ 入札者が過去2箇年の間に熊本県若しくは国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したのものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県企業局会計規程第95条の規定により、契約金額に1(3)の予定供給電力量を乗じ、消費税等相当額を加算した総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第5項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

6 その他

入札、契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

7 問合せ

- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、入札の内容全般に関すること  
(本公告に係る入札・契約担当部局)  
熊本県企業局総務経営課経営班  
電話番号 096-333-2597  
ファックス番号 096-384-9114
- (2) 競争入札参加資格審査申請  
(1)に同じ
- (3) (1)の問い合わせについては、質問表（別紙様式10）により行うこと。

熊本県企業局公告第5号

荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（第10回）を次のとおり開催する。

平成27年10月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開催日時  
平成27年10月29日（木）午前10時から正午まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺公園28-51  
ホテル熊本テルサ 3階「たい樹」
- 3 議題  
(1) 第9回審議内容のまとめ  
(2) 荒瀬ダム撤去工事等について  
(3) 環境モニタリング調査結果（中間報告）について  
(4) その他
- 4 傍聴者の定員  
20人
- 5 傍聴手続  
(1) 荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（以下「委員会」という。）の傍聴を希

- 望する者は、委員会の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。  
(2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。  
(3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県企業局総務経営課荒瀬ダム撤去室  
電話番号096-333-2600

**熊本県都市計画審議会公告第1号**

第146回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。  
平成27年10月16日

熊本県都市計画審議会  
会長 両角光男

- 1 日時  
平成27年10月26日(月) 午前11時から正午まで
- 2 場所  
熊本市中央区水前寺公園28番51号  
ホテル熊本テルサ3階たい樹
- 3 議題  
【審議】  
(1) 熊本都市計画特別用途地区の変更(熊本市決定)に対する協議について  
(2) 大規模集客施設の広域調整に関する方針の改定について
- 4 傍聴者の定員  
20名
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴を希望される方には、審議会開会の1時間前から10分前までに、受付にて整理券を配布します。  
(2) (1)において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合してください。  
(3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。  
(4) 傍聴を認められた方は、受付において係員の指示に従い会場に入室することができます。
- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項  
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。  
(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。  
(2) はり紙、旗、プラカードの掲示、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。  
(3) 会場内での飲食はできません。  
(4) 会場内において、写真撮影、録画、録音等はできません。  
(5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。  
(6) その他会議開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。  
上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。  
傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。
- 7 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県都市計画審議会事務局(熊本県土木部道路都市局都市計画課)  
電話番号: 096-333-2520